

# 草津市ふるさと納税に係る返礼品提供事業者および

## 返礼品募集要項

### 1 募集の趣旨

草津市（以下「本市」という。）では、一定額以上ふるさと寄附をしていただいた方に、お礼の品として返礼品を贈呈しており、例年多くの寄附をいただいております。

本市ならではの返礼品を通して、全国の皆様に本市の魅力を感じていただき、認知度およびブランドイメージの向上を目指しています。

新たに返礼品を提供いただける事業者および返礼品を募集します。

### 2 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、本要項の内容に同意し履行できるもののほか、以下の要件を全て満たす必要があります。ただし、要件に適合していても、市が適当でないと認めた場合は、その限りではありません。

- (1) 本市内に事務所・工場等を有する法人、その他の団体または個人事業者
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
  - ウ 役員等（競争入札に参加する法人の代表者もしくは役員またはこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者がいる法人
  - エ 競争入札に参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
  - オ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
- (4) 各種法令等を遵守していること
- (5) シティプロモーションなど市の取組みに対して、可能な限り協力すること

### 3 返礼品の要件

返礼品は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 平成 31 年総務省告示第 179 号が示す地場産品基準を満たすこと（様式 5 参照）
- (2) 各種法令等を遵守していること
- (3) 安定した提供が可能であること
- (4) 市の魅力、イメージ向上に寄与すること
- (5) 配送時や到着後一定期間、品質が保持されること

#### 4 返礼品提供事業者の承認

- (1) 募集期間

随時

- (2) 応募方法

下記書類に必要事項を記入の上、広報課に提出してください。

##### 【提出書類】

ア 草津市ふるさと納税返礼品提供事業者登録に係る申請書（様式 1）

イ 市税納付状況確認承諾書（様式 2）

ウ 誓約書（様式 3）

- (3) 審査基準

提出書類を基に「2 返礼品提供事業者の要件」を全て満たしているか審査を行い、承認の可否を決定します。結果については、1 か月以内に書面にて通知します。

- (4) 承認の取り消し

返礼品提供事業者の承認後、応募内容に虚偽または事実と異なることが判明した場合、もしくは本要項で定めた応募できる事業者の条件等の事項が履行されない場合にあつては、返礼品提供事業者の承認を取り消すことがあります。

- (5) その他

本市からの承認通知後、返礼品提供事業者は本市がふるさと納税事務の代行業務を委託する中間事業者と返礼品売買契約を別途締結することとします。また、市税等にかかる課税、納付状況などについて調査を受けることを承諾することとします。

#### 5 返礼品の承認

- (1) 募集期間

随時

- (2) 応募方法

下記書類に必要事項を記入の上、広報課に提出してください。

##### 【提出書類】

ア 草津市ふるさと納税返礼品登録に係る申請書（様式 4）

イ 事業者・返礼品申請リスト（様式 5）

(3) 審査基準

提出書類を基に「3 返礼品の要件」を全て満たしているか審査を行い、承認の可否を決定します。

(4) 返礼品の審査

本市において、上記提出書類を基に審査を行い、適当と認められる場合には、続けて国の承認を得る審査へと移ります。国の承認を得次第、当該事業者へ通知します。

なお、返礼品の承認期限は、登録承認を受けた年度末までとします。ただし、返礼品提供事業者からの返礼品の登録の終了または本市の承認の取り消しを受けていない限り、1年毎に自動更新するものとします。

(5) 返礼品の取り扱いの終了

返礼品提供事業者の都合により返礼品の取り扱いを終了し、返礼品の申込受付を停止する場合にあっては、停止するまでに本市にその旨を報告しなければなりません。なお、停止までに申し込みのあった返礼品については、返礼品提供事業者が責任をもって対応してください。

(6) 返礼品の承認の取り消し

返礼品の承認後、虚偽または事実と異なることが判明した場合もしくは、本要項で定めた事項が履行されない場合にあっては、本市は返礼品の承認を取り消すことがあります。

## 6 返礼品提供事業者の責務

(1) 返礼品の送付

- ア 本市（本市がふるさと納税事務の代行業務を委託する事業者を含む。）から提供する寄附情報に基づき、寄附者に対して返礼品の送付は原則1か月以内に行うこと。なお、返礼品の送付に必要な情報を本市に提供すること。
- イ 返礼品の送付に係る事故、トラブル等が発生しないよう細心の注意を払い、発生した場合には、遅滞なく本市に報告するとともに、返礼品提供事業者の責において適切に処理すること。

(2) 個人情報の取り扱い

返礼品提供事業者は、本市から提供を受けた寄附者の個人情報を返礼品等の送付以外の目的で使用、または第三者に漏らしてはなりません。また、返礼品提供事業者でなくなった後においても同様とします。

## 7 その他の留意事項

(1) 委託等の禁止

返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務を第三者に委託し、または請け負わせてはなりません。ただし、返礼品の配送や広告物の印刷および付帯業務の

委託等もしくは書面により市長の承認を得た場合は、この限りではありません。

また、返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務を実施するにあたり得た権利を第三者に譲渡し、または継承させてはなりません。ただし、書面により市長の承認を得た場合は、この限りではありません。

(2) 方針の変更

今後、国等の方針により、ふるさと納税制度または返礼品送付に係る方針を変更することがあります。これに伴い、返礼品提供事業者に対し、承認後であっても、提供する返礼品内容の変更または停止を求めることがあります。

## 8 問い合わせ・提出先

草津市 総合政策部 広報課

電話：077-561-6977（直通）      FAX：077-561-2483

E-mail：koho@city.kusatsu.lg.jp